



宮古労基署ニュース

宮古労働基準監督署 署長 兼平 寛

新年明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。
 さて、昨年は、労働災害の大幅な減少を最重点課題として懸命に取り組みましたが、残念ながら目標の達成には至りませんでした。
 本年は、第14次労働災害防止計画のスタートの年であり、大幅な労働災害減少を達成すべく、リスクアセスメント、安全の見える化等の推進に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。
 また、働き方改革等を通じ、ワークライフバランスを重視した社会の実現に向けて一層の取り組みが必要であると考えています。
 このような中、本年もすべての職場において適正な労働条件のもと健康で安心して働くことができるよう取り組んで参りますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。



今年1年無災害を目標に業務の見直しをお願いします

年末にかけて宮古署管内でも新型コロナウイルスのクラスターが発生している事業場もあります。寒い時期には、インフルエンザや感染性胃腸炎も流行しますので、手洗いうがいをこころがけましょう



令和4年12月時点の災害発生状況(速報値)

	令和4年	令和3年	増減比
製造業	16	23	-30.43%
鉱業	2	1	100.00%
建設業	22	21	4.76%
運輸交通業	6	4	50.00%
農林業	6	10	-40.00%
畜産水産業	5	2	150.00%
商業	7	9	-22.22%
通信業	4	3	33.33%
保健衛生業	9	7	28.57%
接客娯楽業	7	1	600.00%
その他	7	7	-
合計	91	88	3.41%

製造業、農林業及び商業では、前年同期比で減少しております！

『接客娯楽業』では前年同期比 **600%** 労働災害が増えています。
 各種キャンペーン等や年末年始の業務でお忙しいと思いますが、**安全第一**で業務を行っていただきますようお願い致します。

令和5年の主な改正・施行予定

- ・月60時間を超える時間外労働に対する割増賃金率の引上げ(中小企業)。
- ・給与のデジタル払い解禁。
- ・新たな化学物質対策
- ・建築物の石綿(アスベスト)にかかるとの事前調査者は講習等が必須。
- ・一人親方等請負人への配慮義務。



令和5年4月より中小企業でも月60時間を超える時間外労働について割増率が50%以上となります。

4月になるまでに1か月の時間外労働が60時間未満になるように対策等の検討をお願いします。

1か月に45時間を超えると徐々に健康障害のリスクが高まると言われています。

人材＝人財であると言われてたりもしますので、事業場としましても経験がある人を健康な状態で末永く働いてもらえるよう、労働者の健康管理の面でも時間外労働を少なくできる取り組みをお願いします。



令和5年4月から賃金のデジタル払いをするための資金移動者の厚生労働大臣の指定申請が始まります。

資金移動者の指定申請の審査が完了後から可能になりますが、労働者が希望した場合に限りますので、御注意ください。また、実際にデジタル払いを行う場合には協定等が必要になります。右記のQRコードにQ&Aの記載がありますので参考にしてください。



新たな化学物質規制項目として令和5年4月に13項目、令和6年4月に9項目が施行されます。

岩手県では、食品への使用が禁じられている塩化ジデシルジメチルアンモニウムを使用していたことで食品衛生法の違反で関係者が逮捕された事案が大々的に報じられています。

化学物質は使用方法や取扱方法を間違えると人体へ影響を及ぼす可能性があります。今一度作業方法を確認し、SDS(安全データシート)に記載の保護具を使用しているかも確認して作業をしている労働者の方に周知していただきますようよろしくお願いいたします。

上記施行する項目については、右記のQRコードで御参照ください。

昨年より施行しております石綿に係る建築物の事前調査について、令和5年10月からは、厚生労働大臣が定める講習を修了して者等に行わせることとなりますので、お早めに講習の受講をお願いいたします。



令和5年4月から一人親方等に対する一定の保護措置が義務付けられます。

作業を請け負わせる一人親方等 同一場所で作業を行う労働者以外の人については主に建設業になるかと思いますが、 については他社の労働者、資材搬入業者、警備員等になりますので、周知の方法を口頭のみで行っている場合は都度説明が大変になりそうですので、掲示等の方法による周知を検討してください。

